

キヤノンフォトクラブれいるうえいず会則

第1条 名称

本会はキヤノンフォトクラブれいるうえいずと称する。

第2条 会員

本会会員は、全国の鉄道写真楽しむ者で、本会の趣旨に賛同するキヤノンフォトサークル会員（以下、これを「会員」と表記する）で構成する。

会員資格を更新、若しくは変更した場合は、速やかに本会事務局へ連絡することとする。

会員資格を更新せず、本会で活動していた場合は、加入資格を喪失したものとし、退会扱いとする。

第3条 目的

本会は会員相互親睦をはかり、写真技術の向上とその趣味を通じて同好者の活動を盛んにすることを目的とする。

第4条 総会

本会は、年一度総会をもち、事業の計画、役員決定、会則の変更及びその他重要事項を協議する。なお、議決に関しては総会、会員の連絡用掲示板、もしくは臨時総会にて行うものとする。

第5条 役員

5-1 本会に下記の役員を置く

代表 1名 事務局 2名 広報 2名 撮影会担当 2名 情報管理 2名 会計 2名

5-2 代表は本会の運営を統括し、その他の役員は連絡・広報などの業務を行う。

5-3 役員任期は2年とし再任を妨げない。なお、任期満了と言えども後任者の就任までは責務を存続する。

5-4 役員予定者の選出は、現役員が協議して決める。

5-5 代表及び役員合議により必要と認めた場合は、5-1により置かれた役員ほかに、臨時役員を4名を限度として置くことができる。なお、臨時役員任期は1年とする。

第6条 事業

6-1 本会は写真に関する懇談会、例会、研究会、撮影会、作品展、その他目的達成に必要な事業を適時行う。

6-2 本会の事業及び会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第7条 運営

7-1 本会の運営は、会員相互の意見をとりまとめ、代表及び役員合議制により行う。

7-2 本会は事業遂行のため必要に応じ、委員会を設置することができる。

第8条 キヤノンフォトサークル事務局への連絡

活動状況、運営など必要と思われる事項に関し、キヤノンフォトサークル事務局に対し定期的に報告しなければならない。

第9条 資金

9-1 本会の資金は、会費、寄付金その他をもってあてる。

9-2 キヤノンフォトサークル事務局より、活動内容に応じた支援を受けられる場合がある。

9-3 特別な行事の際には、臨時会費を徴収することができる。

9-4 本会の年会費は年 9,000円とする。

第10条 退会・休会

10-1 退会については、会員が本会事務局に連絡し、本会事務局からの回答を以て退会とする。

年次途中の退会者に対して、会費の返還など会の財産分与はいかなる場合でも行わない。

また、本会会員継続の連絡が無いなど、事務局の判断により退会とする場合もある。

10-2 休会についても、会員が本会事務局に対し連絡を行い、本会事務局からの回答を以て休会扱いとする。

期間は最大で2年間とし、年1回、年会費の半額を本会へ入金することとする。また、年次途中での復帰・退会も本会事務局へ連絡する。その際、退会の場合は10-1項を適用する。

第11条 会則の改定

本会則の改定は、会員の過半数の賛成をもって、キヤノンフォトサークル事務局へ報告する。

付則

2011年12月1日創設

2012年1月15日一部改訂（年会費）

2013年1月20日一部改訂（第2条追記、第4条追記、第5条追記、5-5項追加、6-2項一部削除、第10条追記、10-2項追加）

2014年2月22日一部改訂（第2条一部追記、第4条一部追記、第5条5-1項一部変更、第9条9-4項一部変更、第10条10-1項一部追記）